

滋賀県景観審議会 第17回広域的景観形成検討専門部会

議事概要

- 日時：令和2年11月6日（金曜日） 14：00～16：00
- 場所：web会議
- 内容：〔議事〕
 - 滋賀県景観計画等の充実に向けた取組について
 - 内陸部におよぶ広域的景観形成に向けた対策の検討について〔報告〕
 - 滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について
- 出席委員：青山香菜委員、岡田昌彰委員（部会長代理）、川崎雅史委員（部会長）、土本和子委員、貫名敏委員、平井利佐委員、山下淳委員（7名中7名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の発言は○、事務局の発言は◆

【質疑応答】

〔議事〕 滋賀県景観計画等の充実に向けた取組について

（取組事項①：届出制度の周知徹底について）

- 周知チラシのタイトル（「ご存じですか、景観の届出」）をわかりやすくしてはどうか？
- ◆ インパクトを持たせる形でタイトル表現をしているが、住民をはじめ、様々な方々にわかっていただけるよう改めることを考えたい。
- 例えば景観にデザインを加えるとか、設計を加える案もあると思われる。

（取組事項②：事前協議制度等の導入について）

- 事前協議の届出の際に、事業者側へのチェック項目、チェック表はあるのか、事業者側からすると、漠然とした内容で協議を行うのか。
- ◆ 要綱の中にはこういった資料を求めるか、協議の内容等を盛り込む予定である。ただし、要綱である以上、景観形成基準との合致を求めるのではなく、良好な景観形成に向けたより踏みこんだ協議であることを定めたい。
- どこに調和の視点を設計に盛り込んだか、どこに配慮したか、色彩は十分か、

形態はどうか等の項目の設定に対するご指摘かと思うが、参考にすべき事例は既にある（例_長岡京市）。

- 「指導・助言の望ましいタイミング」にて、「実施設計着手」とあるが、ここは「実施設計着手前（基本設計レベル→変更が可能なレベル）」とされたい。また、完了届の際、設計変更の部分を明確にして届けてもらうことを義務付けされた方がよい。
- ◆ 元々の届出に対する変更の有無、次に変更の内容。変更内容が景観形成基準に適合しているのか、そうでないかは行政側でチェックする必要がある。
- 大規模なものについては、計画段階、構想段階での協議が望ましい。6町域において、建築物が大規模である場合、そうでない場合での協議についてどのように考えておられるか。
- ◆ 建築物によっては設計工程も異なることから、事業者には協議時期が逸しないよう、協議のタイミング等（例_スケッチ程度でも協議可 等）を周知するようにしたい。
- 市町村レベルでは、大規模な建築物の場合、審査会を設置しているところもあり、シミュレーション等を求めている場合があるので、体制づくりを含めて違いを持たせることについては検討いただいた方がよい。
- 完了届の際、現場との照合はどう考えておられるか（写真、検査等）。
- ◆ 県内で採用されている事例等も踏まえ、検討したい。

（取組事項③：間口緑化の誘導に向けた検討について）

- 緑化することが一番ベスト、ベターということを考えておられるのか。例えば、全体に見たとき、風景の真ん中に高木が20本立っているのは違和感を感じる。緑化をしないのであれば、それに代わるものとして何か考えておられるのか。
- ◆ 景観形成基準の「敷地の緑化措置」にて、道路側に緑を誘導し、つながりのある風景を形成することを目的としており、緑化を施すことをベターとしている。ただ、極端な風景ではなく、周辺との景観の調和が前提とはなる。
- 今回は、良好な景観を形成するために、緑の連続性を1つの景観づくりとされているということだと思う。
- 暖色系の彩度10というのは、通常の建築素材の場合にはあり得ないので、改められたい。少なくとも8以下ではないか。木ではすべて隠せない。
- 緑化について、ガイドラインをどう改定されるのか。その際、樹種も含めて明確に記載いただきたい。
- ◆ 現状のガイドラインでも樹種の類は明記されている。緑化の配置状況や太陽光発電設備等の設置状況がわかる模式図等も含めて、ガイドライン改定の際には盛り込んでまいりたい。

（取組事項④：届出対象行為の追加について：太陽光発電設備等）

- 高さとか勾配はどこから見ているのか。基準などはあるのか。
- ◆ 高さなどは、地盤面からを基準に取っている。

- 人の視線の位置がどこからかというご指摘だったかと思う。道路境界付近なのか。人が一番よく見える近隣の部分からの視点ということは、意識されておかれたらよい。
- 形態のイメージ図において、太陽光パネルの向きによる違いがわかるように、図等を改められたい。パネルが人の方に向いていることでインパクトがあり、その分緑で隠す効果を高めているのか？というふうに想像はできるが。あと、人の絵はより人間らしく描かれたい。
- ◆ ご指摘のとおり改めさせていただく。
- 人が見下げの場合は、必ずしも高さのある樹木で目隠しをすることは不要ではないか。
- ◆ ご指摘の通りであるので、樹木の規模も含め、文言を追加する等、修正対応させていただきます。
- 太陽光が斜面に設置される場合のイメージ図を、人が見上げる場合、見下げの場合を1つにして描かれてはどうか。
- 太陽光発電の設置勾配への配慮について、「緩斜面への設置を奨励する」程度に留めてはどうか。地形等で設置角度が決まっている以上、事業者勾配を緩くさせることが現実的なのか、という疑問がある。現状の地形があって勾配を緩めようとすると、切土するか、奥行きを増やすかが想定されるが、奥行きを増やすことは設置面積を増加させることにもつながってしまう。
- ◆ ご意見を踏まえ、再検討する。
- 地形に太陽光パネルの設置面を合わせていくものと考えているが、何の勾配を緩くするのか（太陽光？地形？）等、わかりやすい表現へ改められたい。
- ◆ ご指摘のとおり改めさせていただく。

(取組事項⑥：地域らしさの風景づくりの推進について)

- 「郊外型商業景観」については、自然環境に配慮し、一体感のあるものということで、こういうものにそぐわない大型ショッピングセンター等にあるような基準（例_極彩色がきつい看板、建築物等）にはしないという認識でよいか。
- ◆ そのとおりである。

(その他の取組事項：滋賀県景観計画の作成に当たって)

- 構成について、はじめに総論的な内容（オール滋賀県としての考え方）をもってきた方がよい。（湖国風景宣言のところをどのように膨らませるかが重要。）
- ◆ ご意見を踏まえ、今後の検討の参考とさせていただきます。

【議事】内陸部におよぶ広域的景観形成に向けた対策の検討について

- ガイドラインについて、今後計画される建築物の場合、申請者はイメージ図を作ったの検討となるのか。
- ◆ 現状、琵琶湖岸に13m以上の大規模建築物等が建てられる場合は、景観影響調査を実施のうえ、シミュレーションを求めている。今回提示した基本形（案）

の中でも、案件によっては景観影響調査を求めていく方向でいるので、事業者側と行政側で双方で確認できるしくみであると認識している。

- 色彩（例_白く塗られた建物）についてもシミュレーションが可能ということか。
- ◆ 距離に応じて見え方が変わってくる。視覚的に確認は可能かと考える。
- 今後、ガイドライン（背景、これまでの経緯の中）には、「滋賀県には琵琶湖があることにより、広がりのある眺望景観を有し、それが市町を複数跨るような広大な景観ということ、昔から絵図等によっても価値として長年認められてきた。それが、滋賀県の景観の特徴であって、今回、初めて広域的な景観の意義をしっかりと認め、それらの価値観がおさまってきた過去の歴史的なものの中から、最低限ではあるが重要な視点場からの見え方をチェックしていく指針を作成し、滋賀県になくてはならない特徴ある景観の維持を行っていくものである」ということを、ぜひとも強調して記載いただきたい。

【報告】 滋賀県景観行政団体協議会の協議状況について

- 今後、「楽しむ景」が、66景に追加されるということを想定されているか？
- ◆ 将来的に維持・継承すべき景に位置づけられる際には、今回提示した基本形（案）を参考に、規制について検討することにはつながってくるものと考えている。

[以上]